

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策

蚊が発生する公道、公園の雨水マス等を対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、不衛生箇所指定して薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤を使用している。

区分 年度	延べ散布ヶ所数	散布量(kg)	作業班数(委託)
24年度	113,100	339.3	87
25年度	113,100	339.3	87
26年度	111,669	335.0	85
27年度	116,032	348.1	89
28年度	111,724	347.3	89

(注1) 1班は、1,300ヶ所/日処理を目安としている。

(注2) 28年度の雨水マス対象数は、約29,000ヶ所である。

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期的による蚊発生状況調査等を実施している。

また、感染症媒介蚊の当該ウイルス等の検査を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数(匹)	デングウイルス等検査	調査回数(委託)
24年度	308	(一)	16
25年度	161	(一)	16
26年度	384	(一)	16
27年度	996	(一)	16
28年度	636	(一)	16

(注1) 蚊の調査法：CDCドライアイス24時間調査法

(注2) 定点：都立染井霊園・都立雑司ヶ谷霊園・区立小鳥のさえずる公園

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。

[2] ユスリカ対策

セスジユスリカなどは、主に汚れた河川に大量に発生する。また、セスジユスリカはアレルギー喘息の原因のひとつであることが知られている。現在の神田川等は水質改善が進み、セスジユスリカの発生は無くなっているが、目視による発生状況調査を不定期に行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、概ね高さ3～4m以下の営巣としている。

(単位：件)

年度	区分	委 託 合 計	スズメバチ類駆除	調 査
24年度		93	62	31
25年度		57	39	18
26年度		98	70	28
27年度		91	77	14
28年度		101	78	23

(注) 調査とは、ハチの種類及び営巣状況の確認、防除指導。なお、調査に職員による調査指導を含まない。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め(13年度)、集中的に講習会や相談所を開設して防除指導や啓発を行なっている。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談により各種衛生害虫の防除指導を行なうとともに、必要により出張による調査や指導を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定や検査を行なっている。保育園等でアタマジラミが集団発生した場合は、出張により園児等の頭髪検査なども行なっている。

さらに、相談の多いねずみ・衛生害虫等の防除講習会等を開催している。

(1) 講習会等・検査状況

年度 区分	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査 (件)
	ねずみ・衛生害虫等講習会・研修会			ねずみ相談所		
	講習内容	回 数	参加人数	回数	参加人数	
24年度	①④⑤	5	137	5	60	74
25年度	①④⑤⑦	4	100	6	77	57
26年度	①②③④⑤	5	183	6	67	58
27年度	①②③④⑥⑦	8	245	6	59	30
28年度	②③④⑦	5	140	4	60	40

(注1) 講習内容について

①：知って得する虫などの講習会 ②：アタマジラミ講習会等 ③：蚊対策講習会(感染症媒介蚊対策講習会等)
④：ヘルパー・ケアマネジャー・ケースワーカー向け講習会等 ⑤：ねずみ駆除講習会 ⑥：トコジラミ研修会
⑦：その他

(注2) ねずみ駆除相談所は駆除専門業者による個別相談指導。

(注3) 検査の中に保育園・小学校のアタマジラミ検査並びに福祉窓口のコロモジラミ検査を含む。

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者・介護保険対象者・生活保護者などで、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、駆除用品の補助や訪問指導を行なうとともに、生活改善を必要とするものについては家族、介護事業所、福祉のケースワーカーなどに改善に向けた適切なアドバイスを行なっている。

※福祉衛生訪問指導件数：28年度 23件

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都福祉保健局 区分番号			①				②		③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫
区分 年度			吸血昆虫				刺咬昆虫		ダ ニ 類	細菌付着 昆虫			接 触 昆 虫	不 快 昆 虫	不 快 動 物	農 林 害 虫 ・ 樹 木	食 品 衣 類 害 虫	木材害虫		ね ず み	そ の 他
			カ	ノ ミ	シ ラ ミ	※ そ の 他	ハ チ	そ の 他		ハ エ	ゴ キ ブ リ	そ の 他						シ ロ アリ	そ の 他		
24年度	計	1,336	27	20	38	147	342	0	24	12	7	5	4	50	62	9	15	23	4	502	45
	窓口	1,231	13	20	35	116	332	0	24	10	5	2	4	48	61	8	15	23	4	474	37
	出張	105	14	0	3	31	10	0	0	2	2	3	0	2	1	1	0	0	0	28	8
25年度	計	1,096	18	2	46	133	244	0	25	11	18	6	6	28	42	6	12	19	3	428	49
	窓口	974	4	2	42	90	236	0	23	11	12	5	6	26	38	6	12	19	3	404	35
	出張	122	14	0	4	43	8	0	2	0	6	1	0	2	4	0	0	0	0	24	14
26年度	計	1,362	159	9	79	96	299	0	51	13	17	3	4	34	59	8	5	23	3	459	41
	窓口	1,257	120	9	75	83	288	0	49	10	16	3	4	31	55	8	5	23	3	438	37
	出張	105	39	0	4	13	11	0	2	3	1	0	0	3	4	0	0	0	0	21	4
27年度	計	1,091	104	3	78	67	269	0	33	9	10	10	25	30	55	9	11	10	0	349	19
	窓口	1,039	69	3	78	62	264	0	32	9	10	10	25	30	55	8	11	10	0	344	19
	出張	52	35	0	0	5	5	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0
28年度	計	1,058	102	4	60	51	291	0	21	1	11	4	27	36	39	5	10	4	2	347	43
	窓口	950	59	4	60	37	285	0	20	1	11	4	25	35	39	4	10	4	2	313	37
	出張	108	43	0	0	14	6	0	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	34	6
月 別 内 訳	4月	66	4	0	4	1	23	0	2	1	0	1	0	1	5	0	1	0	0	21	2
	5月	108	26	0	1	6	21	0	3	0	3	0	14	2	4	1	3	1	1	16	6
	6月	103	24	0	2	2	31	0	3	0	1	1	5	5	6	1	1	0	1	16	4
	7月	118	12	1	6	1	49	0	0	0	1	1	4	10	5	1	2	1	0	18	6
	8月	126	17	2	1	7	71	0	0	0	0	0	0	2	6	0	0	1	0	18	1
	9月	135	4	1	10	7	58	0	1	0	0	0	3	9	2	2	3	0	0	34	1
	10月	121	12	0	4	9	20	0	1	0	3	1	1	2	3	0	0	0	0	57	8
	11月	92	1	0	8	3	10	0	4	0	1	0	0	3	2	0	0	1	0	58	1
	12月	46	1	0	4	7	2	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	21	4
	1月	48	0	0	7	3	1	0	1	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	29	2
	2月	65	1	0	10	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	4
	3月	30	0	0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	14	4

(注1) 区分については都福祉保健局区分番号と統一を図っている。

(注2) ①※その他はすべてトコジラミ

(注3) ①シラミの内訳：アタマジラミ54件・コロモジラミ6件

(注4) ④細菌付着昆虫のその他内訳：チョウバエ4件

(注5) ⑤接触昆虫とは、ドクガ等（毒毛等）の有毒害虫をいう。

(注6) ⑤接触昆虫の内訳：チャドクガ幼虫20件

(注7) ⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

(注8) ⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ・ヘビ・カラス等をいう。

(注9) ⑫のその他とは、殺虫剤等をいう。

(注10) 害虫等の相談種類数は、約80～100種類である。

(注11) 出張(調査指導等)に委託業者による調査指導を含まない。